

質疑回答票（令和8年4月16日受付分）

入札件名：令和8年、9年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券配送業務

質 疑	回 答
<p>① 契約書第11条</p> <p>再委託します。再委託を承認していただく際、市指定の「再委託承認申請書」のような書類で申請すればいいのでしょうか。契約時に当社から依頼する輸送業者名（備車名）の記載が必要でしょうか。それとも毎月の作業前に輸送業者が決まってから申請すればいいのでしょうか。毎月複数業者からの選定になります。弊社で契約した（弊社が元請で車両手配します）輸送業者です。</p> <p>再委託は必須です。</p>	<p>① 契約書第11条(再委託等の制限)により再委託は禁止されていますが、書面により本市の承諾があれば再委託は可能です。但し、契約書の第13条における発注者の契約解除権に該当する者への再委託は出来ません。書面の提出については、契約時に当該業務の計画書（御社様式）を提出しその中で輸送業者名を記載してください。また輸送業者の変更など当初計画に変更がある場合は、その都度、変更計画書（御社様式）を提出してください。</p>
<p>② 仕様書配送予定数量</p> <p>令和8年度、9年度の配送予定数量の根拠を教えてください。大和高田市は、ここ1年で人口1%程度減っているはずですが、6年度7年度の配送予定数量より合計で増加しております。6年度7年度の配送実績個数は、6年度7年度の配送予定数量より減りました。実績個数が少ないと単価を上げておかないと収入が上がりにません。単価を上げたとしても今回配送予定数量が増加しておりますので予定価格を超えてしまうかもしれません。</p>	<p>② 令和7年度実績を基準に過去の配送数量を考慮し、上限数量として設定しています。令和8年度、9年度の配送予定数量としては、ごみ袋(中)の箱数が令和6年度、7年度に対して200箱増やしています。理由としては「敬老の日」に市で配布されるごみ袋(中)約250箱分を配送分として上乗せしているためです。</p>